

## 庄内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 山形県 庄内町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月 (令和4年3月中間見直し)

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 令和 9 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年3月1日(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成31年4月1日 全部適用
処理区域内人口密度	20.5人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	16処理区(立川第1、2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5/余目第7、8、9、10、11、12、13、14、15)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	[広域化]効率的な汚水処理を行うため、流域下水道への接続を行っています。 [共同化]他団体との共同で実施する事務はありません。 使用料徴収に当たり、平成31年4月1日の公営企業会計移行に伴いガス・水道事業と一括徴収を行っています。 [最適化]都道府県構想に基づき、処理区域の考え方が整理されていますが、特定環境保全公共下水道事業として既に実施している最適化にかかる取り組みはありません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金1,540円に超過料金を加えた額を、使用料として徴収。 超過料金の額は、10m <sup>3</sup> を超える部分は1m <sup>3</sup> につき160.6円。 ただし、使用水量が5m <sup>3</sup> 以下の場合は、基本料金の2分の1の額を使用料として徴収。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	設定はありません。						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	温泉水;1m <sup>3</sup> につき66円を、使用料として徴収。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,088	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,149	円
	令和元年度	3,146	円		令和元年度	3,182	円
	令和2年度	3,146	円		令和2年度	3,214	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業)を1係で運営。 平成24年度に使用料等の窓口納付のワンストップ化(収納率の向上)を図るためにガス・水道事業を実施している企業課庁舎へ異動。 平成27年度に業務の効率化と今後の公営企業会計への移行を見据え建設課から企業課へ係が移管。 平成31年4月1日に公営企業会計へ移行。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	中間見直し時点においては実施していません。
	ウ PPP・PFI	中間見直し時点においては実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	中間見直し時点においては実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	流域下水道に接続しているため、該当はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」による。

### (4) 施設の管理状況

別添「個別施設計画対象施設一覧(特定環境保全公共下水道施設)」による。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

令和2年度に変更した「最上川下流域下水道(庄内処理区)庄内町流域関連公共下水道事業計画」では、令和7年の計画人口は5,210人、令和12年の計画人口は5,120人と試算しています。  
整備は概ね完了しており、毎年人口が減少している実績を踏まえると今後も処理区内の人口は、減少するものと考えられます。

### (2) 有収水量の予測

人口の減少と町民の節水意識の向上により、有収水量は減少傾向にあります。  
整備は概ね完了し新たな整備予定もないことから、有収水量の増加は望めない状況にあります。

### (3) 使用料収入の見直し

人口の減少と町民の節水意識の向上により、使用料収入の減少が懸念される状況にあります。使用料の見直しについては、現段階では考えていませんが経営状況を見て判断をしていきます。

### (4) 施設の見直し

マンホールポンプや圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施しています。処理施設はなく管渠施設のみであり、整備は概ね完了していることから、新たな整備予定は考えていません。令和4年度より今後の維持管理を見据えてストックマネジメント計画を策定していきます。

### (5) 組織の見直し

整備も概ね完了していることから、現状の人員体制を維持し事業を行っていきます。

## 3. 経営の基本方針

本町の特定環境保全公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に、流域関連下水道として平成4年度に事業着手しています。特定環境保全公共下水道事業が担うサービスの提供を安定的に継続していくため、中長期的な事業経営の見直しなどを踏まえた財政計画を作成しながら、効率的な経営を目指します。

現在、下水道整備は概ね完了しており、経費の削減に努めながら施設の維持管理を行っていますが、今後は人口減少に伴い使用料収入が減少することが懸念されます。また、企業債の償還については一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。

使用料収入増加の取り組みとして未接続世帯への通知や公営企業会計移行に伴いガス・水道料金との一括徴収等を行っています。また、公営企業会計移行の際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。

施設の維持管理については、今後迎える管渠の老朽化対策として下水道ストックマネジメント計画を策定していきます。

このような中、住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供すべく、経営・資産等の状況を適切に把握するとともに、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、平成31年4月1日に公営企業会計へ移行しています。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	管渠整備が概ね完了していることから、適正な維持管理に努めていきます。また、施設の機能維持については、主要な管渠におけるマンホールポンプ及びマンホールポンプからの圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施し、緊急度が高いものを修繕・改築対象として投資を行います。

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
処理施設はなく管渠施設のみであり、整備は概ね完了していることから、新たな整備予定は考えていません。令和2年度からのマンホール蓋の更新工事を継続していきます。令和4年度より管渠等のストックマネジメント計画策定業務委託を実施します。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項  
流域関連公共下水道のため、該当する施設はありません。
- 投資の平準化に関する事項  
耐用年数を超える施設が無いため、計画期間では考えていません。
- 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)  
施設の運転管理業務については、引き続き民間委託をしていきます。
- 防災・安全対策に関する事項  
マンホールポンプや圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施しています。
- その他  
起債償還金については、現在までに借り入れた起債に対する償還金に、更新に要する経費として発生する起債の償還額を加えて算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	使用料の収納率向上と水洗化率向上による使用料の増加に努めていきます。
---	---	------------------------------------

- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
使用料収入は、人口の減少と町民の節水意識の向上により、減少が懸念される状況にあります。使用料の見直しについては、現段階では考えていませんが経営状況を見て判断をしていきます。
- ・企業債に関する事項  
地方債は、流域下水道建設負担金とマンホール蓋の更新に係る起債の借入額を計上しています。
- ・繰入金に関する事項  
企業債の元利償還金に対する繰入金を計上しています。
- ・資産の有効活用に関する事項  
該当する施設はありません。
- ・その他  
督促手数料や預金利子等を過去の実績を基に計上しています。  
平成31年4月1日に公営企業会計へ移行した際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)  
マンホールポンプの運転管理業務を民間委託していきます。
- ・職員給与費に関する事項  
営業費用分として1名を計上しています。
- ・動力費に関する事項  
過去の実績に基づいて計上しています。
- ・薬品費に関する事項  
処理場を有しないため該当はありません。
- ・修繕費に関する事項  
マンホールポンプの緊急対応と路面補修費を過去の実績に基づいて計上しています。
- ・委託費に関する事項  
可能な限り長期継続契約を行うなど、委託費の削減を図った額で計上しています。
- ・その他  
支払利息については、計画的な償還による企業債残高の減少に伴い年々減少する予定です。  
その他経費については、基本的に過去の実績に基づいて計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成31年4月1日に公営企業会計へ移行した際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。また、使用料徴収についても、移行に伴いガス・水道事業と一括徴収を行っています。
投資の平準化に関する事項	耐用年数を過ぎている施設(管渠)はありませんが、今後の老朽化を見据え令和4年度より施設のストックマネジメント計画を策定していきます。 マンホール蓋については、計画的に更新することにより、経費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他団体の先進事例を踏まえ、検討していきます。
その他の取組	整備が概ね完了しているため、検討予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>今後は使用料単価の見直しが必要と思われますが、農業集落排水使用料との画一的な見直しが求められることから、現段階での見直しは考えていません。ただし、今後の経営状況が変化した時は農業集落排水使用料も含めて見直しを検討していきます。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>活用できる資産がないため、検討予定はありません。</p>
その他の取組	<p>現年分の滞納整理については、平成31年4月1日の公営企業会計移行に伴いガス水道と一括徴収を行っています。過年度分の滞納整理については、ガス水道料金担当係や納税係と連携し、個別相談等による収納率の向上に努めています。 水洗化対策については、文書による通知や訪問を継続し、水洗化率の向上に努めます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>施設の運転管理業務については引き続き民間委託を行っていくため、検討予定はありません。</p>
職員給与費に関する事項	<p>一般会計同様、国及び県に準拠しています。</p>
動力費に関する事項	<p>ポンプの更新時には動力費が削減できる機器を導入しています。</p>
薬品費に関する事項	<p>処理施設が無いため該当はありません。</p>
修繕費に関する事項	<p>管渠については、今後の老朽化対策として令和4年度より施設のストックマネジメント計画を策定していきます。 マンホール蓋については、耐用年数を超えていることから、計画的な更新をすることにより、維持管理費の削減に努めています。</p>
委託費に関する事項	<p>可能な限り長期継続契約を行い、委託費の削減に努めています。</p>
その他の取組	<p>事故防止や機器の故障防止のため下水道へ異物を流さないように町民へ周知活動を行っています。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営基盤を強化し、安定的に事業を推進するために、①計画的・重点的な建設投資②効率的な維持管理③建設コストの縮減④組織の最適化に取り組み、マネジメントPDCAサイクル体制を導入し、整備の実施状況や事業経営の透明化を図ります。また、計画の進捗管理に合わせ、必要に応じて計画を見直します。</p>
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 経営比較分析表（令和2年度決算）

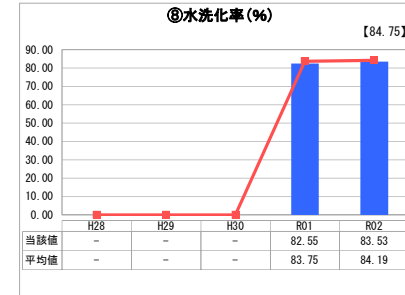
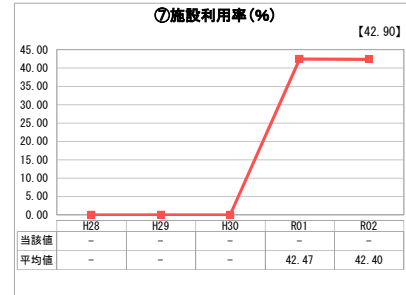
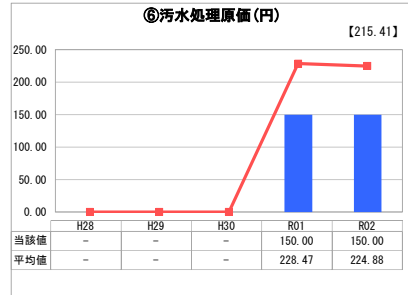
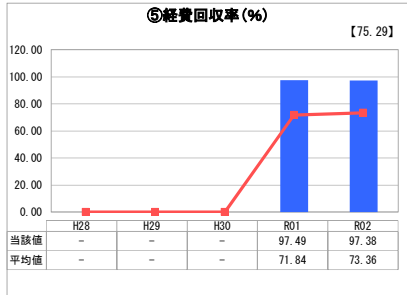
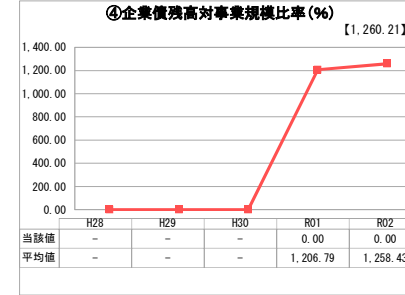
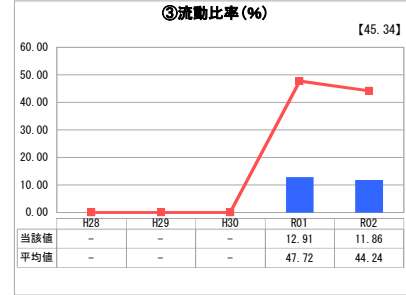
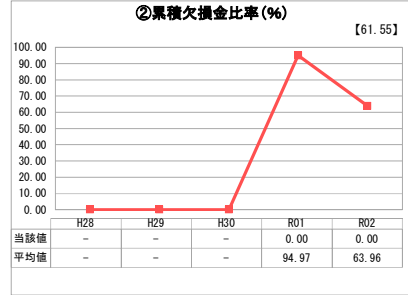
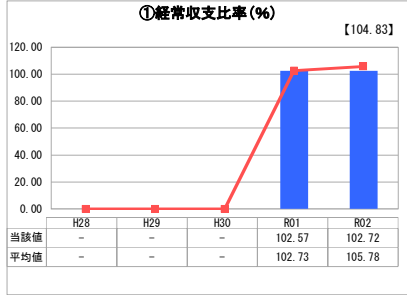
山形県 庄内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	66.42	27.01	99.92	3,146

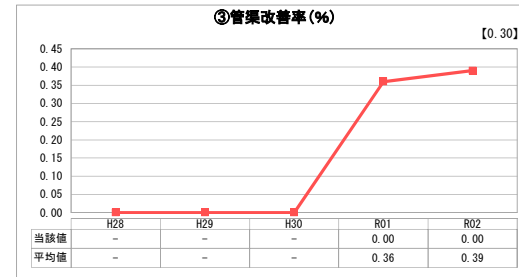
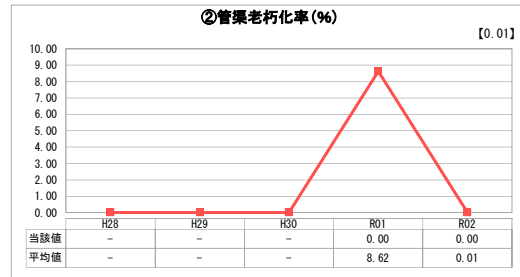
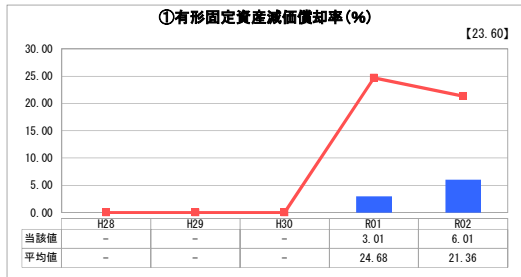
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
20,656	249.17	82.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,538	2.70	2,051.11

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

平成31年4月から地方公営企業法を適用したことから、比較数値は前年度のみとなっている。経常収支比率については、黒字収支となり、累積欠損金は発生しなかったが、健全経営を続けていくために、更なる費用の削減等に取り組む必要がある。流動比率については、建設改良費等に充てられた企業債の償還が大きいため類似団体平均より大幅に低い結果となっている。企業債残高対事業規模比率については、比率が0%となっているが、これは一般会計を財源としているためである。なお、企業債残高は年々減少している。経費回収率については、類似団体平均よりも上回ったが汚水処理に係る費用を使用料以外の収入で賄う結果となった。汚水処理原価については、類似団体平均よりも低い結果となったが、流域関連公共下水道のため処理施設は無く、流域下水道管理運営負担金に大きく左右される。水洗化率については、増加傾向にあるものの類似団体平均を下回っているため、更なる水洗化率の向上が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

施設は管渠のみであり、平成4年から整備が開始されている。管渠については小口径の塩ビ管を使用しているため、標準耐用年数(50年)を超えるものはない。法定耐用年数に近い資産はほぼ無い状況のため、管渠改善等は行っていない。しかし、今後急激に耐用年数を迎える資産が増えることから、管渠の機能保持のためストックマネジメント計画の策定を今後行う予定である。

## 全体総括

人口減少や節水意識の向上により使用料収入の大幅な伸びが期待できない状況に加え、企業債償還金が多額のため、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にある。今後の取り組みとして、類似団体平均を下回っている水洗化率の向上による使用料収入の増加や、計画的な更新工事等による費用の平準化を図る。また、平成31年4月より地方公営企業法を適用したことにより、経営状況・財政状況を明確化し、健全な下水道経営に努める。使用料の見直しについては、農業集落排水使用料との画一的な見直しが求められることから、慎重な判断が必要となる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
				(決算)	(決算)	(決算)	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)		256,685	259,415	257,806	令和元年度より地方公営企業法を全部適用
	(1)	営 業 収 益 (B)		69,498	70,582	69,302	
		ア 料 金 収 入		69,435	70,521	69,246	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
		ウ そ の 他		63	61	56	
	(2)	営 業 外 収 益		187,187	188,833	188,504	
		ア 他 会 計 繰 入 金		186,411	188,633	188,309	
		イ そ の 他		776	200	195	
	2	総 費 用 (D)		127,936	128,026	117,226	
	(1)	営 業 費 用		63,093	65,762	59,029	
		ア 職 員 給 与 費		4,633	4,842	5,028	
		イ そ の 他		58,460	60,920	54,001	
	(2)	営 業 外 費 用		64,843	62,264	58,197	
		ア 支 払 利 息		56,885	53,641	50,304	
	イ そ の 他		7,958	8,623	7,893		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)		128,749	131,389	140,580		
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)		24,485	23,673	25,375	令和元年度より地方公営企業法を全部適用
	(1)	地 方 債		3,100	2,700	5,192	
		うち 資本費平準化債					
	(2)	他 会 計 補 助 金		18,869	19,295	19,750	
	(3)	他 会 計 借 入 金					
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金					
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					
	(6)	工 事 負 担 金		2,516	1,678	433	
	(7)	そ の 他					
	2	資 本 的 支 出 (G)		153,191	156,712	163,380	
	(1)	建 設 改 良 費		3,350	2,721	1,708	
		うち 職員給与費					
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)		149,841	153,991	158,020	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金						
(5)	そ の 他				3,652		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 128,706	△ 133,039	△ 138,005		

## 【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		(決算)	(決算)	(決算)	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	43	△ 1,650	2,575	令和元年度より地方公営企業法を全部適
積 立 金	(K)	250	174		
前年度からの繰越金	(L)	3,367	3,160	1,336	
前年度繰上充用金	(M)				
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	3,160	1,336	3,911	
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)				
実 質 収 支	黒 字 (R)	3,160	1,336	3,911	
(P)-(Q)	赤 字 (S)				
赤字比率 ( $\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$ )					
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		92	92	94	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)				
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (U)	69,498	70,582	69,302	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((T)/(U) × 100)				
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(V)				
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(W)				
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(X)				
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((V)/(X) × 100)				
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)				
地 方 債 残 高	(Z)	2,636,890	2,485,599	2,332,771	

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		(決算)	(決算)	(決算)	
収 益 的 収 支 分		186,411	188,633	188,309	
	うち基準内繰入金	186,411	187,595	185,735	
	うち基準外繰入金		1,038	2,574	
資 本 的 収 支 分		18,869	19,295	19,750	
	うち基準内繰入金	18,869	19,295	19,750	
	うち基準外繰入金				
合 計		205,280	207,928	208,059	



【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) 〔見 算〕	令和4年度 (予算ベース)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		63,416	63,597	64,906	62,635	62,009	61,389	60,775	60,167	59,565	
		(1) 料 金 収 入		63,402	63,592	63,264	62,631	62,005	61,385	60,771	60,163	59,561	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		14	5	1,642	4	4	4	4	4	4	4
		(1) 補 助 金		226,619	218,407	218,856	204,560	196,562	193,425	190,178	187,312	184,374	
		(2) 他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金		47,282	43,965	41,223	37,086	30,982	27,926	24,873	21,862	19,038	
	入 計 (C)	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 他		179,336	174,441	177,630	167,470	165,576	165,495	165,301	165,446	165,332	
		(3) そ の 他		1	1	3	4	4	4	4	4	4	4
		収 入 計 (C)		290,035	282,004	283,762	267,195	258,571	254,814	250,953	247,479	243,939	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		235,846	231,115	236,798	227,875	225,640	225,076	224,404	224,077	223,496
基 本 給 付 費				4,046	4,288	4,540	4,765	4,792	4,819	4,846	4,874	4,902	
退 職 給 付 費 他				2,381	2,449	2,510	2,673	2,700	2,727	2,754	2,782	2,810	
(2) 経 費		動 力 費		1,665	1,839	2,030	2,092	2,092	2,092	2,092	2,092	2,092	
		修 繕 費		57,228	52,069	62,229	55,315	54,800	54,290	53,785	53,285	52,790	
		材 料 費 他		2,294	2,232	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	
(3) 減 価 償 却 費		そ の 他		1,053	1,684	2,591	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	
		53,881		48,153	57,042	51,537	51,022	50,512	50,007	49,507	49,012		
		174,572		174,758	170,029	167,795	166,048	165,967	165,773	165,918	165,804		
2. 営 業 外 費 用		(1) 支 払 利 息		46,921	43,417	40,077	36,478	30,368	27,310	24,255	21,242	18,417	
	(2) そ の 他		46,890	43,385	39,868	36,416	30,306	27,248	24,193	21,180	18,355		
	支 出 計 (D)		31	32	209	62	62	62	62	62	62		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		282,767	274,532	276,875	264,353	256,008	252,386	248,659	245,319	241,913			
特 別 損 益 (F)		7,268	7,472	6,887	2,842	2,563	2,428	2,294	2,160	2,026			
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			4,112		10	37	37	37	37	37	37		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 4,112		△ 10	△ 37	△ 37	△ 37	△ 37	△ 37	△ 37		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			3,156	7,472	6,877	2,805	2,526	2,391	2,257	2,123	1,989		
流 動 資 産 (J)				156	2,628	7,505	10,310	12,836	15,227	17,484	19,607		
流 動 負 債 (K)			22,652	20,686	28,248	15,974	15,814	15,656	15,499	15,344	15,191		
流 動 負 債 (うち未収金)			5,262	4,490	4,853	5,393	5,339	5,286	5,233	5,181	5,129		
流 動 負 債 (うち建設改良費)			175,423	174,399	184,199	178,142	159,395	161,143	162,625	156,006	147,796		
流 動 負 債 (うち一時借入金)			165,870	169,884	172,450	172,528	153,781	155,527	157,007	150,386	142,175		
流 動 負 債 (うち未払金)			8,847	3,787	11,014	4,858	4,858	4,858	4,858	4,858	4,858		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )				0	4	12	17	21	25	29	33		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			63,416	63,597	64,906	62,635	62,009	61,389	60,775	60,167	59,565		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

令和元年度より地方公営企業法を全部適用

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算ベース)						
資本的収入	1. 企業債		10,145	21,665	22,672	22,032	19,732	19,732	19,732	19,732	19,732	
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金		161,391	165,871	169,189	172,450	153,781	155,527	157,006	150,385	142,175	
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金					2,856	1,817	5,737	2,125	2,125	2,125	
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金		616	650	2,228	1	1	1	1	1	1	
	9. その他											
	計 (A)		172,152	188,186	194,089	197,339	175,331	180,997	178,864	172,243	164,033	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)		172,152	188,186	194,089	197,339	175,331	180,997	178,864	172,243	164,033	
	資本的支出	1. 建設改良費		10,189	22,442	24,687	27,924	23,486	31,326	24,102	24,102	24,102
		うち職員給与費										
2. 企業債償還金			162,162	166,226	170,243	172,811	154,142	155,890	157,371	150,752	142,543	
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)		172,351	188,668	194,930	200,735	177,628	187,216	181,473	174,854	166,645		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		199	482	841	3,396	2,297	6,219	2,609	2,611	2,612		
補填財源	1. 損益勘定留保資金			△ 3,917								
	2. 利益剰余金処分量				841	3,396	2,297	6,219	2,609	2,611	2,612	
	3. 繰越工事資金			615								
	4. その他		199	3,784								
計 (F)		199	482	841	3,396	2,297	6,219	2,609	2,611	2,612		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)		1,996,677	1,852,116	1,704,545	1,553,766	1,419,356	1,283,198	1,145,559	1,014,539	891,728		

令和元年度より地方公営企業法を全部適用

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算ベース)					
収益的収支分			47,282	43,965	41,223	37,086	30,982	27,926	24,873	21,862	19,038
	うち基準内繰入金		47,244	43,741	40,923	36,771	30,667	27,611	24,558	21,547	18,723
	うち基準外繰入金		38	224	300	315	315	315	315	315	315
資本的収支分			161,391	165,871	169,189	172,450	153,781	155,527	157,006	150,385	142,175
	うち基準内繰入金		20,187	20,674	21,154	21,589	21,963	22,399	22,929	21,754	19,990
	うち基準外繰入金		141,204	145,197	148,035	150,861	131,818	133,128	134,077	128,631	122,185
合 計		208,673	209,836	210,412	209,536	184,763	183,453	181,879	172,247	161,213	